

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	枝番号	貸付面積	台数
1	県立熊谷高等学校	熊谷市大原1丁目9番1号	管理棟と教室棟間の西側渡り廊下付近（配置図1）	1-1	1.90m×1.10m ×2台 = 4.18㎡	2台
				1-2		
2	県立熊谷高等学校	熊谷市大原1丁目9番1号	管理棟と教室棟間の西側渡り廊下付近（配置図2）	2-1	1.90m×1.10m ×2台 = 4.18㎡	2台
				2-2		
3	県立熊谷高等学校	熊谷市大原1丁目9番1号	管理棟と教室棟間の西側渡り廊下付近（配置図3）		1.90m×1.10m = 2.09㎡	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

### 2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（更新なし）

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ及びデザイン

##### ①大きさ

飲料水（缶・ペットボトル）：おおよそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

飲料水（紙容器）：おおよそ幅 850mm×奥行 850mm×高さ 2,000mm 以内

食品及び飲料水：おおよそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

##### ②デザイン（外観色を含む）

外観色はグレーやホワイト色など公共機関にふさわしいものとする。

#### (2) 環境対策

##### ①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

##### ②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ただし、紙パック自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。

また、食品自動販売機については、低GWP冷媒機または代替フロンを用いることを必須としない。

③その他

「令和2年度埼玉県グリーン調達推進方針」（平成14年3月策定）の自動販売機の判断の基準に適合すること。（同方針の判断の基準は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）と同じ。）

(3) 防災対策等

飲料水（缶・ペットボトル）の自動販売機は、災害時に飲料提供が可能な機能などがあること。

(4) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で指定の場所に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充（二日に一度以上）及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き容器置場の清掃などを行うこと。

- ②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ③週に一度以上、空き容器の回収業務を行うこと。なお、回収ボックスに当該自動販売機以外の容器等が混入していても回収すること。
- ④空き容器の回収に必要なビニール袋等は設置事業者負担とする。
- ⑤学校から空き容器の回収の依頼があった場合、速やかに対応すること。
- ⑥設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- ⑦改修工事等で自動販売機を移転（一時的に移転する場合も含む）の必要が生じた際、移転及び元の設置場所に戻す費用は設置事業者が負担すること。

#### 4 販売商品の種類等

##### (1) 種類

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 物件番号 1<br>(1-1) | 10種類以上の清涼飲料水（お茶は常時2種類以上、水及びスポーツ飲料は常時1種類以上入れること）<br>缶、ペットボトルのみ（ビン、紙カップ、紙容器は不可）   |
| 物件番号 1<br>(1-2) | 5種類以上の乳飲料・清涼飲料水全般（牛乳及び乳飲料、野菜飲料は常時1種類以上入れること）<br>紙容器のみ（ビン、缶、ペットボトル不可）  |
| 物件番号 2<br>(2-1) | 10種類以上の清涼飲料水（お茶は常時2種類以上、水及びスポーツ飲料は常時1種類以上入れること）<br>缶、ペットボトルのみ（ビン、紙カップ、紙容器は不可）   |
| 物件番号 2<br>(2-2) | 2種類以上の栄養補助食品（液状又はゼリー状ではなく、常温販売できるもの）<br>栄養補助食品のみの販売又は栄養補助食品と飲料水の併売のいずれかの方法による。飲料水と併売するときは、5種類以上の清涼飲料水（お茶、水は常時1種類以上入れること）及び商品全体の2割以上の栄養補助食品を入れること。<br>缶、ペットボトルのみ（ビン、紙カップ、紙容器は不可） |
| 物件番号 3          | 10種類以上の清涼飲料水（お茶は常時2種類以上、水及びスポーツ飲料は常時1種類以上入れること）<br>缶、ペットボトルのみ（ビン、紙カップ、紙容器は不可）   |

##### (2) 価格

- |  |                  |
|--|------------------|
| 物件番号 1 (1-1)・物件番号 2 (2-1及び2-2)・物件番号 3 共通 |                  |
| 缶 (190ml～500ml程度)                        | … 90円            |
| ペットボトル (350ml以下及び水)                      | … 90円            |
| ペットボトル (351ml～500ml程度)                   | … 110円           |
| 缶・ペットボトルで市販価格（定価）が160円以上のもの              | … 市販価格（定価）の30円引き |

物件番号 1 (1-2)

230ml 以下紙容器	…	90円
231ml 以上紙容器	…	100円

物件番号 2 (2-2)

栄養補助食品 … 市販価格 (定価) の 20円引き

5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、建物の貸付けの場合は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。) とし、土地の貸付けの場合は、賃貸借料提案書に記載された金額とする。

6 管理費

管理費は、年度ごと、賃貸借料と同時に一括して徴収する。

各年度の管理費については、前年度に埼玉県総務部管財課において決定した額とする。

令和3年度の管理費は、設置する自動販売機の種別に応じて、1台当たりの金額は次のとおりである。

- ・ 缶、ペットボトル 10,910円/年 (うち消費税 991円)
- ・ 紙容器 13,750円/年 (うち消費税 1,250円)

令和3年度の食品自動販売機に係る管理費額は、令和3年3月頃決定する。

(令和2年度設置分参考) 食品 (常温) 4,259円 (税込額)

食品と飲料水を併売するときは、飲料水 (缶、ペットボトル) の管理費を適用する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して埼玉県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

埼玉県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 埼玉県の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。